

目次

◎	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）（抄）	1
◎	輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（抄）	5
◎	地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）（抄）	5
◎	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（抄）	5
◎	地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二二号）（抄）	6
◎	公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）（抄）	6
◎	広域臨海環境整備センター法施行令（昭和五十六年政令第三百三十号）（抄）	7
◎	独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（抄）	7
◎	学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第二百三十二号）（抄）	8

◎ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）（抄）

（国内希少野生動植物種等）

第一条 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第四条第三項の国内希少野生動植物種は、別表第一に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）とする。

2 （略）

3 法第四条第五項の特定国内希少野生動植物種は、別表第三に掲げる種とする。

（希少野生動植物種の卵及び種子）

第二条 法第六条第二項第三号の政令で定める卵及び種子は、次に掲げるものとする。

一 一三 （略）

（希少野生動植物種の器官）

第二条の二 法第六条第二項第三号の政令で定める器官は、別表第四の科名の欄に掲げる希少野生動植物種の科の区分に応じ、それぞれ同表の器官の欄に定める器官とする。

（希少野生動植物種の加工品）

第二条の三 法第六条第二項第三号の政令で定める加工品は、次に掲げるものとする。

一 一四 （略）

（原材料器官等）

第二条の四 法第十二条第一項第三号の原材料器官等は、別表第五の科名の欄に掲げる国際希少野生動植物種の科の区分に応じ、それぞれ同表の原材料器官等の欄に定める器官及びその加工品とする。

(特定器官等の要件)

第二条の五 法第十二条第一項第三号の政令で定める要件は、器官の全形が保持されていないこととする。

(個体等の輸出入の要件)

第三条 法第十五条第一項の政令で定める要件は、輸出については、次の各号のいずれにも該当することとする。

一・二 (略)

2 法第十五条第一項の政令で定める要件は、輸入については、輸入しようとする国内希少野生動植物種の個体等が、別表第一の表一に掲げる種の個体等であり、かつ、学術研究若しくは繁殖の目的でその個体等を輸出することを許可した旨のその輸出国の政府機関の発行する証明書(輸出国がその個体等の輸出を許可に係らしめていない場合にあつては、輸出国内において適法に捕獲し、採取し、若しくは繁殖させた個体又はその個体から生じた器官等(その個体の一部であった器官又はその個体若しくはその個体の一部であった器官を材料として製造された加工品をいう。以下同じ。))である旨のその輸出国の政府機関の発行する証明書)が添付されていること又は同表の表二に掲げる種の個体等であることとする。

3 (略)

(個体等の登録の要件)

第四条 法第二十条第一項の政令で定める要件は、別表第二の表二に掲げる種の個体等であつて次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

一〜三 (略)

(登録等に関する手数料)

第五条 法第二十九条第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 個体等(次号に掲げる器官を除く。)についての登録 一の個体等につき三千二百円
- 二 別表第六の12の項及び13の項に掲げる個体等のうち牙(平成二十六年六月一日以後に本邦に輸入されたものに限る。)についての登録

- 一の 原材料器官等につき千六百元
- 三 変更登録又は登録票の書換交付 一件につき千五百円
- 四 登録票の再交付 一件につき千五百円

(特定国際種事業に係る特定器官等)

第五条の二 法第三十三条の二の政令で定める特定器官等は、次に掲げるものとする。

- 一 別表第五の二の項に掲げる原材料器官等のうち牙及びその加工品に係る特定器官等
- 二 別表第五の四の項に掲げる原材料器官等のうち甲及びその加工品に係る特定器官等

(特定国際種事業の届出の要件)

第五条の三 法第三十三条の二の政令で定める要件は、前条第二号に掲げる特定器官等であつて加工品であるもの以外のものであることとする。

(特定国際種関係大臣)

第五条の四 法第三十三条の二の特定国際種関係大臣は、経済産業大臣とする。

(適正に入手された原材料に係る製品)

第五条の五 法第三十三条の七第一項の政令で定める製品は、別表第五の二の項に掲げる原材料器官等のうち牙に係るものを原材料として製造された装身具、調度品、楽器、印章その他の環境省令、経済産業省令で定める製品(その原材料器官等を使用した部分が僅少でないこと、その部分から種を容易に識別することができることその他の環境省令、経済産業省令で定める要件に該当するものに限る。)とする。

(認定に関する手数料)

第五条の六 法第三十三条の十四の政令で定める額は、製品一個につき六十円とする。

(希少野生動植物種保存取締官の資格)

第六条 法第五十条第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一～三 (略)

別表第一 国内希少野生動植物種 (第一条、第二条、第三条関係)

表一・表二 (略)

別表第二 国際希少野生動植物種 (第一条、第二条、第四条関係)

表一・表二 (略)

別表第三 特定国内希少野生動植物種 (第一条関係) (略)

別表第四 器官及び加工品 (第二条の二、第二条の三関係) (略)

別表第五 原材料器官等 (第二条の四、第五条の二、第五条の五関係) (略)

別表第六 登録対象個体群 (第四条、第五条関係) (略)

◎ 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（抄）

別表第二（第二条、第四条、第十一条関係）

	貨物	地域
三七	<p>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第二項に規定する希少野生動植物種（同条第五項に規定する特定国内希少野生動植物種を除き、同条第四項に規定する国際希少野生動植物種にあつては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）別表第二の表一に掲げる種に限る。）の同法第六条第二項第三号に規定する個体及びその器官並びにこれらの加工品（四三の項の中欄に掲げるものを除く。）</p>	全地域

◎ 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）（抄）

（他の法令の準用）

第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号及び第二十六号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。

一〜十三 （略）

十四 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十二条第一項第六号及び第五十四条
十五〜三十四 （略）

2 （略）

◎ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（抄）

（他の法令の準用）

第十五条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなしてこれらの規定を準用する。

一～四 (略)

五 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十二条第一項第六号及び第五十四条

六～十六 (略)

2 (略)

◎ 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（抄）

（他の法令の準用）

第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあっては当該市（第十九号及び第二十二号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。

一～十一 (略)

十二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十二条第一項第六号及び第五十四条

十三～三十一 (略)

2 (略)

◎ 公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）（抄）

（他の法令の準用）

第九条 次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立したもの（都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該都道府県と、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が設立したもの（指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該指定都市と、同法第二百五十二条

の二十二第二項の中核市（以下この項において「中核市」という。）が設立したものと（中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。

一〇七 （略）

八 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十二条第一項第六号及び第五十四条九〇十九 （略）

二・三 （略）

◎ 広域臨海環境整備センター法施行令（昭和五十六年政令第三百三十号）（抄）

（他の法令の準用）

第九条 次の法令の規定については、センターを地方公共団体とみなして、これらの規定を準用する。

一・二 （略）

三 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十二条第一項第六号及び第五十四条

四〇七 （略）

二・三 （略）

◎ 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（抄）

（他の法令の準用）

第五十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一〇十四 （略）

十五 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十二条第一項第六号及び第五十四条

◎ 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第二百三十二号）（抄）

（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部改正）

第二十条 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「卒業した者」の下に「（これらを修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同条第三号中「卒業した者」の下に「（これらを修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。